

# 耐震改修設計補助関係

## 1 耐震改修設計ができる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ② 昭和56年6月1日以降に着工され、熊本地震で罹災して「り災証明書」が発行されている住宅

## 2 耐震改修設計ができない住宅

- ① 昭和56年6月1日以降に着工された住宅で、熊本地震で罹災していない住宅

令和6年度 御船町

# 補助制度の利用にあたって

## 1 申込受付期間と事業完了期限

申込受付期間内に必要書類を提出してください。また、原則として完了期限までに事業を完了し、完了実績報告書を提出してください。

### 【申込受付期間】

令和6年6月3日(月)から令和6年11月29日(金) (土・日・祝日を除く)

### 【事業の完了期限 (完了実績報告書の提出期限)】

令和7年1月31日 (金)

## 2 事業の概要

耐震改修設計(補強案の検討や設計図書の作成、工事費の積算等)に要する費用の一部を補助するものです。

## 3 戸建て木造住宅耐震改修等事業の要件

以下のすべての要件に該当する必要があります。

### (1) 御船町に存在する住宅で所有者が居住していること

補助事業の対象となる住宅は、御船町に存在する住宅で所有者自身が居住している住宅です。貸している住宅、借りている住宅などは対象になりません。所有者が居住していることは、住民票の写しで確認します。

### (2) 一戸建ての住宅であること

補助事業の対象となる住宅は、一戸建ての住宅です。長屋や共同住宅は対象になりません。また、店舗等と併用している併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が述べ床面積の2分の1以上のものに限ります。

### (3) 木造で階数が3階以下であること

補助事業の対象となる住宅は、在来軸組工法、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のものです。

鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物は対象になりません。

### (4) 昭和56年以前に着工または熊本地震で罹災した住宅

補助事業の対象となる住宅は、以下の①、②どちらかの要件に該当する必要があります。

① 昭和56年5月31日以前に着工（建築）された住宅

② 平成28年熊本地震により罹災したことが確認できる住宅  
（災害対策基本法に基づく「罹災証明書」の写しで確認）

### (5) 町税の滞納がないこと

補助事業を行う申請者（所有者）は、町税の滞納がないことが条件となります。町税滞納の有無について調査承諾書を提出していただき、滞納について調査を行います。

## 4 申請の際の注意

### (1) 契約の時期

事業を実施する業者との契約は、御船町から「補助金交付決定通知書」が交付されてから締結してください。

### (2) 事業途中の変更や、工期の延長について

「補助金交付決定通知書」を受けたあと、事業の内容や金額が変更になる場合や、交付決定通知書に記載された完了予定期日までに事業が完了しないと見込まれる場合は、早急に建設課へご相談いただき、「補助金交付変更承認申請書」を提出し、町から「補助金交付変更承認通知書」を受けたあと、施工業者等と変更契約を行ってください。変更承認通知を受ける前に変更契約をされた場合、補助金の交付が受けられない場合があります。

### (3) 書類の作成

申請の際に添付する書類の中には専門的な知識が必要な書類があります。書類の作成については、業者へ委任をすることでスムーズに事業を進めることができます。

なお、申請者（所有者）以外が申請書等の提出を行う場合は、委任状が必要です。

#### (4) 補助金の支払い

事業完了の際は、契約業者にいったん全額支払っていただく必要があります。その後、請求に基づき申請者の指定口座に御船町から補助金が振り込まれます。

#### (5) 建築基準法関係規定について

対象住宅が建築基準法関係規定に違反していることが判明した場合、補助金の交付を受けられません。なお、耐震改修工事や建替え工事にあたっては、建築士等の専門家にお尋ねの上、適切な申請、届出をお願いします。

### 5 用語の解説

#### (1) 耐震診断（一般診断法）

耐震改修の必要性を判断することを目的とし、住宅の壁や天井等をはがすことなく、目視による簡単な調査（予備調査）や既存の図面を基に住宅の耐震性能を診断する方法です。

#### (2) 耐震診断（精密診断法）

耐震改修工事の計画（設計）を行うことを目的とし、床下や天井裏より基礎、壁、柱、梁等の構造の状態を確認し、必要がある場合には壁や天井等をはがして細部の確認を行います。住宅の耐震性能を診断すると共に、改修後の耐震性能を確認する方法です。一般診断法よりも、精度の高い診断方法です。改修設計の際には、原則この方法で診断を行う必要があります。

#### (3) 上部構造評点

上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つです。

評点1. 5以上	倒壊しない
評点1. 0以上1. 5未満	一応倒壊しない
評点0. 7以上1. 0未満	倒壊する可能性がある
評点0. 7未満	倒壊する可能性が高い

## 6 耐震診断について

### (1) 耐震診断を実施している場合

耐震診断を既に実施している場合でも、設計に際し、より詳細な調査を行い耐震診断を実施した結果、倒壊のおそれがないという結果になった場合は、耐震診断結果の数値を超えるような改修設計を行うか、又は補助メニューを「耐震診断」に変更する必要があります。

### (2) 耐震診断を実施していない場合

耐震診断を実施していなくても事業の利用が可能です。設計に際して、既存の住宅について耐震診断を実施した結果、倒壊のおそれがないという結果になった場合は、耐震診断結果の数値を超えるような改修設計を行うか、又は補助メニューを「耐震診断」に変更する必要があります。

## 7 耐震改修設計費補助事業について

### (1) 補助対象となる設計内容

上部構造評点を1.0以上にするために行う耐震改修設計で次のようなものが対象となります。

- 現地調査費
- 現況建物の図面（配置図、平面図、構造図等）の作成費
- 現況建物の耐震診断に要する費用
- 耐震改修工事の計画の作成に要する費用
- 耐震改修図の作成に要する費用
- 耐震改修工事費の見積り作成に要する費用

### (2) 補助金の額

補助金の額は以下のとおりです。

耐震改修設計に要する費用の2/3 又は 20 万円のうち低いほうの額  
(千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額)

### (3) 耐震改修設計を行う設計者

耐震改修設計を行う設計者は 建築士法第2条第1項（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）に規定する建築士であり、次の条件に該当する必要があります。

- 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた**耐震診断士**

熊本県のホームページに「県が開催・指定した耐震診断・耐震改修設計等に係る講習会の受講者」の情報が掲載されていますので、参考にしてください。

熊本県建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報（県民のみなさま向け）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4513.html>

## 8 事業の流れ

### (1) 補助金の交付申請 令和6年6月3日(月)から令和6年11月29日(金)

○提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業実施計画書（耐震改修設計）（様式第2号-2）
- ③ 申請者（所有者）の住民票の写し
- ④ 耐震改修設計費の見積書の写し
- ⑤ 設計者の建築士の資格証の写し
- ⑥ 設計者が耐震診断士であることが分かるもの
- ⑦ 住宅の登記事項証明書又は当該住宅の所有者が分かる書類の写し
- ⑧ 補助対象住宅の建築確認済証の写し、又は当該住宅の建築年月日が分かるもの
- ⑨ 補助対象住宅に共有者がいる場合には、御船町戸建て木造住宅耐震改修等承諾書（様式第4号）
- ⑩ 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し
- ⑪ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合には、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書の写し）
- ⑫ 町税滞納有無調査承諾書（様式第3号）
- ⑬ 位置図（付近見取り図）
- ⑭ 現況写真（外観写真2方向以上）
- ⑮ 交付決定以降の手續を別の者に委任する場合には、委任状



### (2) 補助金の交付決定

書類審査を行い、書類に不備がなければ「補助金交付決定通知書」を送付します。



### (3) 契約の締結（設計の着手）

「補助金交付決定通知書」が届いたら契約を締結してください。

**契約日は、交付決定日（通知書の右上に記載された日付）以降です。**



#### (4) 設計の完了

- 設計が完了したら、必要に応じ設計者に聞き取り等を行い、設計内容に問題がないかご確認ください。
- 設計者から提出された完成図書を確認後、設計費を支払い、領収書を受け取って下さい。



#### (5) 完了実績報告、補助金の交付請求

設計費の支払いが終わりましたら、交付決定通知書の完了予定期日までに、完了実績報告書と添付書類を提出してください。

- 提出書類
  - ① 完了実績報告書（様式第12号）
  - ② 補助事業に係る契約書の写し
  - ③ 現況建物の耐震診断結果報告書の写し、配置図、各階平面図
  - ④ 耐震改修工事の計画及び設計図書
  - ⑤ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の積算書
  - ⑥ 補助事業に係る領収書の写し
  - ⑦ 現地調査状況の写真等
  - ⑧ 補助金交付請求書（様式第15号）（申請日は記入しないで下さい。）

#### ※ 事業途中の変更や、工期の延長について

「補助金交付決定通知書」を受けたあと、事業の内容や金額が変更になる場合や、交付決定通知書に記載された完了予定期日までに事業が完了しないと見込まれる場合は、早急に建設課にご相談いただき、「補助金交付変更承認申請書」を提出し、町から「補助金交付変更承認通知書」を受けたあと、施工業者等と変更契約を行ってください。変更承認通知を受ける前に変更契約をされた場合、補助金の交付が受けられない場合があります。